

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（許可を要しない役務取引等） 第九条 令第十七条第四項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号の一に該当する取引とする。 一 一三（略） 三の二 令別表の一六の項（一）に掲げる技術を同項の下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引であつて、当該技術に係る情報を記録したものの提供を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも（輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の地域において提供することを目的とする取引にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないもの イ その技術が輸出令第四条第一項第一号イに規定する核兵器等（ロ、ハ及び次号において単に「核兵器等」という。）の同号イに規定する開発等（ロ及び次号において単に「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。 ロ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。 ハ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニ及び次号において同じ。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。 ニ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた</p> | <p>（許可を要しない役務取引等） 第九条 令第十七条第四項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号の一に該当する取引とする。 一 一三（略） （新設）</p> |

とき。

四 令別表の一六の項(二)に掲げる技術を同項の下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引であつて、当該技術に係る情報を記録したものの提供を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも(輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の地域において提供することを目的とする取引にあつては、イ及びロのいずれの場合にも)該当しないもの

イ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ロ (略)

ハ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ニ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

五〇九 (略)

十 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 令別表中欄に掲げるプログラム(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)であつて、次の(一)及び(二)に該当するものを提供する取引。ただし、輸出令別表第三に掲げる地域以外の地域において提供する取引(販売されるものに限る。)にあつては、第三号の二のイ、ロ及びニのいずれかに(輸出令別表第三の二に掲げる地域において提供する取引)

四 令別表の一六の項の中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引であつて、当該技術に係る情報を記録したものの提供を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも該当しないもの

イ その技術が輸出令別表第一項第三号イに規定する核兵器等(ロにおいて単に「核兵器等」という。)の同号イに規定する開発等(ロにおいて単に「開発等」という。)のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ロ (略)

(新設)

(新設)

五〇九 (略)

十 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 令別表中欄に掲げるプログラム(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)であつて、次の(一)及び(二)に該当するものを提供する取引。ただし、輸出令別表第三に掲げる地域以外の地域において提供する取引(販売されるものに限る。)であつて、第四号イ又はロに該当するものを除く。

販売されるものに限る。) にあつては、第三号の二のイからニまでのいずれかに) 該当するものを除く。

(一)・(二) (略)

ロ 令別表の八の項及び九の項の中欄に掲げるプログラムであつて、経済産業大臣が告示で定めるもののうち、次の(一)から(三)までのすべてに該当するものを提供する取引。ただし、輸出令別表第三に掲げる地域以外の地域において提供する取引(販売されるものに限る。) にあつては、第三号の二のイ、ロ及びニのいずれかに(輸出令別表第三の二に掲げる地域において提供する取引(販売されるものに限る。) にあつては、第三号の二のイからニまでのいずれかに) 該当するものを除く。

(一)・(二) (略)

ハ・ニ (略)

(一)・(二) (略)

ロ 令別表の八の項及び九の項の中欄に掲げるプログラムであつて、経済産業大臣が告示で定めるもののうち、次の(一)から(三)までのすべてに該当するものを提供する取引。ただし、輸出令別表第三に掲げる地域以外の地域において提供する取引(販売されるものに限る。) にあつては、第四号イ又はロに該当するものを除く。

(一)・(二) (略)

ハ・ニ (略)